

様式第2号（第5条関係）

久喜市液状化対策事業の説明会会議録（11丁目）

開催日：平成26年6月15日（日）13時～

開催場所：栗橋総合支所

発言者	会議のてん末・概要
住民A	<p>国の復興交付金事業ということで所有者の負担を最大限低減していただけるということなのですが、対応していただくのは初期投資の部分に限定されるのですか。国の予算は年度ごとで切られるものが多いのでランニングに関しては結構それは違うという話をされるケースが多いかと思うのですが、その点はどうでしょうか。</p>
事務局（市）	<p>ランニングコストについて、維持管理に掛かる費用になると思いますけれども、そちらについては市の方で減免制度を創設いたしますので、これからもずっと住民の皆さまにはご負担は発生しないと考えています。</p>
住民A	<p>補償となる内容と対象の部分で確認させていただきたいのですが、これまで半壊や全壊であるとかいうことで建物の傾斜を基準に構成されているところが結構あるかと思うのですが、沈下ということで考えると真っ直ぐズドンと沈下して傾きにはほとんど現れていないというケースがあると思うのです。べた基礎で作られている家とかでもコンクリートのほうがしなやかにそれを受け止めて真っ直ぐ窪んでいるというところで敷地内で上下の差が出来ているということがあると思うのですが、3/1000以外に建物の例えば四隅とかそういう所で一定の沈下量があった場合にそれを3/1000相当でやるとかいうふうに換算していただけるということも考えていただけるのかなということと、補償といわれている部分、補償という文字だけで動いているのですが、どういった補償をしていただけるのかをご説明いただけるだけの準備をされているのであればお願いしたいと思います。</p>
事務局（市）	<p>全体的に下がってしまったということなのですが、この地下水位を下げたことによって部分的に下がるということは考えておりませんで、その対策をおこなった範囲が全体的に下がるというようなことを考えております。このへんは実証実験をやった結果によりまして確認はしておりますで、局部的に下がるということではなく、全体的に下がると考えておりますので、私どもが一番心配しておりますのは、下がったことによって下がり方に違いがあって建物が傾斜してしまうことが一番危険な場合と想定しております。全体的に下がると考えておりますので、家屋が傾斜した時の補償を考えているところなのですが、道路も宅地も一体的に下がると考えておりますので支障がないと考えているのですが、もし今後住んでいく中で地下水を下げたことによって生活に支障が出</p>

	<p>たということであれば、そのへんも調査させていただいて原因も調査させていただいた上で、どれが対応出来るかということその都度対応させていただきたいというふうに考えております。補償の内容につきましては、具体的に地下水を下げたことによって建物が傾斜してしまった場合について、傾斜した建物を元に戻すという工事の費用をお支払いするかたちでの補償ということを考えています。</p>
住民 A	<p>その場合は掛かった費用については全額認めていただくようなかたちにしていただけるのか、これまでのように数十万円や 100 万円の補助をしていただけるようなかたちになるのか、どちらになりますでしょうか。</p>
事務局（市）	<p>全ての公共工事にも言えることなのですが、工事をするにあたって影響が出たものにつきましては、それを元に戻す全ての費用をこちらのいろんな基準がございますのでそちらで算定をさせていただいて元に戻す費用について全てをお支払いするということになると思います。</p>
住民 B	<p>今、補償の件でお話があったのですが、建物だけの補償になるのでしょうか。建物によってはいろんなお宅がありまして、地盤補強をされている、杭を打っているお宅などは全体的に下がるとなると建物だけが浮いて浮き上がり状態ということで周りの土地が下がって自分家だけが今の状態で上がっていると、そうすると屋外給排水や街灯等の傾き、アプローチの段差などが発生してしまうと生活のほうにも多少の不便がかかると思うので、そういったところの補償も考えていただいているのでしょうか。</p>
事務局（市）	<p>沈下のご説明からさせていただきたいのですが、今回地下水を抜いたことによって沈下をすることを考えておりますのが、南栗橋地区全体的に奥深くに粘土質の弱い地盤が存在しております。資料の一番最初の図を見ていただくと分かるのですが、こちらの断面で示しております水色の部分が粘土質の非常に弱く沈下が発生しやすい地盤になります。こちらは奥深くございまして、今回地下水を抜くことによって沈下が発生するのはこの奥深くにある粘土層が沈下するというものでございます。従いまして、ご心配の対策をおこなった場合、杭が抜け上がってしまったりということは考えられなくて、それよりも奥深くの所で沈下をしますので、対策をおこなった区域全体的に統一に下がっていくというようなことを考えられています。ですので、住宅そのものがそのまま残ってしまうというようなことはないというふうに考えています。ただ、この対策をおこなっていく中で、傾きや傾いたことによって下水などの取付に支障が出て生活する中で不便を感じるようであれば、そのへんも調査をさせていただいて補償ということも考えていきたいというふうに考えています。</p>
住民 B	<p>今のところは建物だけの補償を範囲として考えていただいていると、屋外などに関しては今のところは影響が出ないと判断して考えておられないと。</p>

事務局（市）	沈下そのものとしては宅地内も全て沈下をするというふうに思っています。私どもでお示ししているのは生活をするためにどうなのかということで、建物や下水や塀などに支障が出た場合については補償させていただくというふうに考えています。
住民 C	地下水位を下げることによって 30 年間で 7.8cm 沈下するというので、その 96%が 2 年間の間ということで質問が出ていた中の回答であるのですが、今も集中的に雨が降るといって状況があつて、これまでも冠水が度々おこっているところがありまして、水位を下げるといって工事をおこなうことによって市の方ではそうした日常的な冠水についてはどのように想定されていらっしゃるのかと思ひまして、お聞きしたいと思ひます。
事務局（市）	冠水につきましては、液状化対策事業とは別にこれまでの集中豪雨など直接対応させていただいていると思ひますので、今後もそのようなかたちで対応することには間違ひはないのですが、今回、液状化対策事業によって新たな沈下が発生してしまつて冠水被害が発生するといふようなことがあつてはならないと思ひております。今後詳細な設計を進めてまいりますが、そのような中でも新たに水位を上げる、沈下が発生するなどが分かっていますので、そのへんを含めながら悪い影響がないようなかたちでさせていただきたいと思ひております。
住民 D	今回この工事を進めるにあつて沈下する部分と沈下しない部分があると思ひます。公共の下水道や水道配管などに 7.5cm の差が出てしまうといふことなのですが、そこでまた新たな工事が発生すると思ひますので、その費用といふのはどういふかたちになっているのか。どうしても出てしまうといふ、そのへんはどんなふう考えられているのか。
事務局（市）	対策する範囲につきましては、先程もご説明していますけれども、対策する範囲の中は一体的に下がるので下水や水道も一体的に下がると思ひておりますが、対策しない側との取付といふこともご心配だといふことですね。確かに沈下する速度が違つたり、沈下する量が違つたりといふことを発生させるわけですから、そういったことも想定出来る場所です。そのへんの対応につきましては、排水溝を道路内に埋めるわけですからその時に自由に動くような継ぎ手に替えるなど、そういったような対応を考えながら地区外ともなるべく支障のないようなかたちで出来るだけするといふような工事をしたいと思ひております。その後、沈下をしていく中で下水などに支障が出たといふことにつきましても、その都度これまでどおり対応させていただきたいと思ひております。
住民 D	基本的な質問なのですが、おいくらぐらい掛かるのですか。この工事。
事務局（市）	工事費ですね。お示しした図でピンク色の所の中の赤で囲っている所がござい

	まして、こちら全体で約 36ha 程ございます。全体で工事をした場合には工事費で約 40 億円と見込んでおります。大きな金額ですので、なかなか市単独では難しいものですから、国の復興交付金事業ということで、今、進めているところでございます。
住民 E	補償のことはわかったのですが、この補償期間を含めて、その後、液状化がおきた場合にその補償というのはまた別なのでしょうか。
事務局（市）	基本的に東日本大震災と同レベルの地震がおこった際に、液状化してしまった場所としなかった場所とございますが、してしまった場所をしなかった場所の液状化に対する強さを引き上げるといいますか、同じレベルにしていこうというような取り組みですので、ご理解いただきたいと思います。 今日この場でご質問がなくても市の都市整備課の方にお問い合わせいただければお答えさせていただきたいと思います。こういった場で手を挙げにくいという方もおられるかと思えます。今のところないようでしたらここで質疑は終わらせていただきたいと思います。
住民 F	そういう個別相談するような場所というのは設けるのですか。
事務局（市）	今後、この事業を進めていく、いかないという部分を皆さんにご判断いただかなければなりません。まずはこういった場での質疑のやりとりなどご理解を深めていただければと思っております。地域の中でもお隣やご近所の方といろいろ意見交換をしていただきたいと思います。そういった輪の中でもうちょっと知りたいことがありましたら、市の方に伝えていただければ勉強会みたいなかたちで、また改めてご説明させていただきたいと考えております。
住民 F	そういう全体での話ではなくて、個々の事情が、先程の方の質問にもあったと思うのですが、それぞれ建物で状態や建築工法などすでに違っているので、実験された状態というのが全てのパターンを想定してやられていないと思うのですが、そういった場合に個々の相談をどのようにすればいいのかという質問なのですが。
事務局（市）	これまでも設定しておりましたが、個別の電話相談窓口を設けてございます。再生南栗橋の資料の表面の表題が書いてあるところの右下に、相談窓口で無料ダイヤルの電話番号が書いてあるのですが、こちらにそういった個別具体的なお話しはご相談いただければと考えております。
住民 F	通常会社に勤めている人はこの時間は相談出来ないですけどもね。
事務局（市）	そうですね。こちらだと時間の限りもございますので、まずは市の方にお電話いただき、日程を調整させていただいて、ご相談させていただければと思います。

住民 G	<p>パイプを埋めるというのは、いつ頃辺に何本埋めるとか、何 m 間隔で埋めるとか、水はどのへんに出すのだとか、そういうのが決まっているのであればそれを教えて欲しいのですけれども。</p>
事務局 (市)	<p>お配りしました図で見ていただきたいのですが、11 丁目につきましては、青く線が引かれていると思いますが、こちらが排水溝、穴の開いたパイプを入れる位置でございます。基本的に道路に 1 本の排水溝、パイプを直径 200mm、20cm くらいだと思いますけれども、地下 3m 程度の深さのところには道路内に 1 本入れていくようなかたちで考えております。入れる位置ですが、道路にはいろんなものが入っておりますので、どこに入れたらいいのかということの詳細な設計をしなければなりませんけれども、その詳細につきましては、これから皆さまがこの事業を行いたいというような同意が得られた地域において詳細な設計を進めていきたいと考えています。</p> <p>ご質問がないようでしたら、このへんで質疑のほうは終了とさせていただきたいと思っております。それではこれもちまして、本日の説明会は閉会とさせていただきます。今後の進め方につきましては、また、別途ご案内させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。先程も申し上げましたけれども、良くご近所の方と意見交換をされて、事業への取り組みについて関心や認識を深めていただいて、同意をいただきたいと思っております。勉強会等企画される時には市の方で出向いてご説明をさしあげますので、そういった機会もご利用いただければと思います。それではこれで本日の説明会は終了とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。</p>